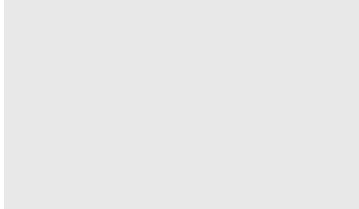


書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します



ノモス主権への法哲学

法の窮極に在るもの

法の窮極にあるものについての再論

数の政治と理の政治

尾高朝雄

書肆心水

ノモス主権への法哲学 目次

法の窮極に在るもの

新版へのはしがき 1-2
はしがき 1-3

緒論 法の窮極に在るのは何か

- 一 考察の出発点 1-5
- 二 法の本質・法の形相・法の理念 1-8
- 三 法の理念と現実とを媒介するもの 1-2

第一章 自然法の性格 2-8

- 一 法を超越する法 2-8

- 二 自然法の内容 3-1

- 三 自然法の機能 3-7

- 四 自然法理念の政治化 4-1

4-7

- 五 国民主権主義と国権絶対主義 2-2

第二章 憲法制定権力 5-0

- 一 法を作る力 5-0
- 二 規範主義と決定主義 5-3
- 三 POUVOIR CONSTITUANT 5-8
- 四 VERFASSUNGSGEBENDE GEWALT 6-2
- 五 憲法制定権力の政治性 6-5

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

| | |
|----------------------|------------------------|
| 第三章 革命権と国家緊急権 69 | 一 法を破る力 69 |
| | 二 革命権 72 |
| | DOMINIUM EMINENS 77 |
| | STATSNOTRECHT 84 |
| | 革命権および國家緊急権の政治性 88 |
| 第四章 法の原動者としての政治 92 | 第五章 法の下部構造としての経済 92 |
| 一 法の窮極に在る政治 92 | 一 経済の上部構造としての法 118 |
| 二 法および法学に対する政治の優位 97 | 二 法を破る階級闘争 118 |
| 三 理念としての政治 103 | 三 法を作る階級支配 127 |
| 四 実力としての政治 108 | 四 プロレタリアート革命と国家の変貌 132 |
| 五 政治の矩としての法 113 | 五 法を変革する階級闘争の理念 137 |
| 第六章 国内法の窮極に在るもの 141 | |
| 一 法における普遍と特殊 141 | |
| 二 特殊共同体秩序としての国内法 145 | |
| 三 国内法の普遍理念 150 | |
| 四 公共の福祉と国民の総意 155 | |
| 五 国民の総意を把握する方法 159 | |

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第七章 国際法の窮極に在るもの

166

- 一 國際社會の法と政治 166
- 二 國際政治の理念 170
- 三 國際政治の現実 176
- 四 國際法秩序の建設 181
- 五 國際正義と世界經濟 187

法の窮極にあるものについての再論

はしがき 194

法の窮極にあるものについての再論

一 196 二 197 三 199 四

ノモスの主権について 214

一 214 二 216 三 219 四

法の窮極にあるものについての第三論 219

一 237 二 240 三 243 四

法の窮極にあるものについての第三論 243

一 251 二 255 三 258 四

法哲学における形而上学と経験主義 258

平和の哲学

一 282 二 284 三 286 四

一 282 二 284 三 286 四

五

五

六

七

七

七

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

数の政治と理の政治

はしがき 300

法と国民の総意 301

一 301 二 303 三 306

自然法と民主主義 318

一 318 二 321 三 323

多数決の論理 333

一 333 二 336 三 341

人間平等の正義 353

一 353 二 356 三 361

国際民主主義と国際連合 375

一 375 二 381 三 386

*

附録論文

ノモスとアジール——尾高朝雄の法哲学についての試論

索引

430

藤崎剛人

405

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

ノモス主権への法哲学

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

本書は尾高朝雄著『法の窮極に在るもの（新版）』（一九六五年、有斐閣刊〔初版一九四七年、新版初刷一九五五年〕）『法の窮極にあるものについての再論』（一九四九年、勁草書房刊）『数の政治と理の政治』（一九四八年、東海書房刊）を合冊化したものであり、「ノモス主権への法哲学」の書名は本書刊行所によるものである。

本書は新漢字標準字体で表記した。「聯」は旧漢字ではないが、『法の窮極に在るもの』の一九六五年再版第一刷が新漢字表記にあらためられた際にあわせて「連」に置き換えられた。現今一般に「連」のほうが用いられる事でもあり、また「国際連合」「国際連盟」の語で本書中に頻出することもあり、本書でも「連」に置き換えて表記した。

漢字の字形以外は原則として元本の表記のままであるが、ごく一部の表記——「もとづく（基く）」「つづく（続く）」「かういう」「いふ」など——は現今標準の仮名遣いに置き換え、著者同時代の引用文における仮名遣いも現今標準の仮名遣いに置き換えた。ごく明らかな誤記と誤植は特にそれと示すことなく訂正した。些細な不統一（「各」^{（おのの）}と「各々」^{（おのおの）}など）はそのままに表記した。

索引は本書刊行所が独自に作成した。

SAMPLE
ShoshiShinsai.com

法の窮極に在るもの

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

新版へのはしがき

この本は、戦争の末期から終戦直後の窮屈の時期にかけての産物である。混乱の時代には、法の権威が薄らいで、政治の力が幅を利かす。その中につつて、私は、なおかつ法は政治の矩としての役わりを演ずるものと考え、その趣旨にもとづくいくつかの論文を書いた。戦争が終わってまもなく、有斐閣で「法学選書」を出す計画がすすめられ、私もその一つを担当することとなつたので、それらの論文を組みあわせ、これを一つの構想の下にまとめて、この本に書き上げたのである。力に走り、法を破つてはばかりなかつた日本が、そのむくいを苦難のどん底で味わつていたころの反省の一端が、私のつたない思索を通じて、この一篇を生み出したものといつてよい。

そのときから、十年の歳月が流れた。しかし、この本の中で論ぜられている問題は、平和と再建の時代にも無用に帰すべき性質のものではない。さいわいにして、読書界にはいまでも需要があるので、有斐閣のすすめにしたがい、縮冊の形に装を改めて、かさねて世に問うこととする。もちろん、内容や文章に不備な点は多々あるけれども、手を加えると、かえつてこれを書きおろしたときの調子がくずれるとと思うので、新かなづかいに改めたほか、表現、用語も、法律の引用も、すべてもとのままにしておいた。ただ読者の便を考え、事項索引、人名索引を付した。これを大きく書き改めて、法哲学の根本原理の再探究を試みることは、別途の仕事に期したいと思つている。

昭和三十年二月二十日

尾高
朝雄

はしがき

この数年間、著者が最も力を注いで来たのは、法と政治の関係の問題であった。実定法の現象を考察すると、法は政治によつて作られるし、また、しばしば政治によつて破られる。それを見ると、法の窮屈に在るものは政治の力であると考えざるを得ないようになる。単に、法そのものが政治の力によつて動かされるばかりではない。それについて、法を研究する学問も、政治に対する客觀性を維持することができなくなつて、政治動向への追随に浮身をやつすようになる。しかし、かくしては、法も法学も政治の傀儡に堕してしまつ外はない。こういう趨勢に對して、何とかして法および法学の確乎たる自主性を基礎づける道はあるまいか。——それが、昼夜を問わず著者の脳裡から離れない主題であつた。

本書は、この主題について書いたいくつかの論文を解きほぐし、それに、残された重要な問題に関する部分を新たに書き加え、全体として一応のまとまりをつけたものである。新たに書き加えた部分には、唯物史観に対する批判があり、国際法の fundamental principle についての考察がある。とともに、著者の力に余る大問題である。しかし、政治の圧力がいかに強大であつても、経済の法則がいかに一切のイデオロギイを無視して作用するよう見えて、その更に根底には、政治の矩となり、経済に方向を与えるところの法の理念が敵存するという著者の信念は、つたないながらに全篇を通じて表現されているであろう。

政治が法を破つて恬として省みないと、第二次世界大戦終結にいたるまでの大きな風潮であった。独裁主義の政治動向が昂然として民主主義的法治国家の法を破り、いわゆる枢軸側の国々が嵩にかかるて国際法を破つてその政治目的の達成を図つたごとき、それである。戦争の結果は、こうした傾向に一つの終止符を打つた。法を破る必然性を力説する点ではむしろ急先鋒というべき共産主義も、「合法的」な枠の中でその活動をつづけるという態度に帰着しつつある。国内の矯激な政治動向に法を破る権利を認めるならば、同じ政治動向が更に国際法を破つて武力を行使することに、同様に理由があるということになつて来る。そうした考え方を一掃することは、法の権威をば高め、平和の基礎を確立するための根本前提で

ある。しかしながら、法の権威がふたたび確立された今日こそ、ひるがえって法自らの徹底した反省が行なわなければならぬ。そうした問題について関心を有する読者諸賢にとって、本書に何らかの参考となる点があるならば、著者の本懐これに過ぐるものはないであろう。

本書の稿が漸く成ろうとしていた頃、著者がウイインで一方ならない学恩を受けたケルゼン教授からの絶えて久しい音信が、未知の朝鮮の新進法学者・黃聖秀氏によつてもたらされた。ケルゼン教授はナチスの圧迫を受けてアメリカに移り、目下バアクリエイのカリフォルニア大学に在任しておられ、黃氏はその下に在つて法学および政治学の研究をつづけて来られたのである。進駐軍に随伴して帰国の途に就こうとする黃氏にあてどもなく託された恩師のこの音信は、国際的な文化の交流から全く遮断されていた日本の一学究に、いかに大きな歓喜と激励とを与えたことであろうか。著者は、ケルゼン教授の純粹法学に必ずしも全面的に帰依する者ではなく、本書の中でも随所に純粹法学に対する批判を試みている。しかし、あらゆる政治の圧迫に毅然として対抗し、終始変わらず法および法学の自立性を擁護するために戦いぬいて来られた教授の崇高な學者の態度に対しては、改めて心からなる畏敬の念を捧げないではおられない。

戦争中、著者は去るに忍びぬ朝鮮を去つて、京城帝国大学から東京帝国大学に移つた。その朝鮮もいまは日本から離れて、受難の環境の中に建国の大業を目指して雄々しく起ち上りつつある。著者はその名も京城大学と改められた過去一六年間の職場に對して断ち切り難い愛着を感じ、朝鮮の最高学府としてのその健やかな發展を祈ると同時に、あくまでも客観的な真理第一主義を以てこれまでの歴史を貫き、したがつて、今日もまた著者の身邊を純粹に學問的な雰囲気をもつて包んでくれている東京帝国大学法学部に、尽きない感謝を覚える。

本書は、有斐閣の「法学選書」の第一篇として公刊される光栄を担つた。校正を終わるに当たつて、有斐閣主人江草四郎氏をはじめ、本書の刊行に尽力せられた鈴木善一郎氏その他の各位に對して、衷心の謝意を表する次第である。

昭和二十一年十二月二十五日

尾高 朝雄

緒論 法の窮屈に在るもののは何か

一 考察の出発点

法と人間生活との間には、考えれば考えるほど深い関係がある。一片の法規の有無は、人間の吉凶禍福を、いな人間の生死をさえも左右することがある。例えば、日本民法第一条の「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」という規定は、一見しただけでは、別段深い意味があるとは思われない。しかし、この規定によつて、人はすべて権利能力者であり、権利能力のない奴隸は存在しない、という原則が示されている。この原則は、一方からいえば、人間解放の趣旨に立脚するが、他方からいえば、法制上の人間解放だけで片づけて、経済上の解放の裏づけをともなわなければ欺瞞である、というはげしい論難的ともなつてゐるのである。また、日本では、主として共産主義運動を弾圧するために、治安維持法という法律が大正一四年に制定され、終戦後廃止された。この法律のあるとなつて、社会思想家や社会運動の闘士の運命にいかにきびしい明暗の双曲線が描きいだされたかは、今日だれしもの痛切に知るところである。兵役法にもとづく赤紙の召集令状一枚で人はいかに大きなショックを受けたことか。金融緊急措置令が発表されたとき、どれだけ多くの人々が狼狽し、狂奔したことか。憲法一箇条の改廢は国家の相貌を一変せしめるに足りる。法の人間生活におよぼす影響力は、まことに測り知れないものがあるといわなければならない。

法は人生にかよう大きな影響をおよぼすものであるから、法の良し悪しは常に深刻な論議の対象となる。各方面にわたくつて法の大規模な変革が行なわれつゝある今日において、殊にしかりである。例えば、家族の関係は法によつて詳しく規定されているが、その根本方針としては家という共同体を本位とするのがよいのか、家を廃して個人本位にするのがよいのか。日本のような家族制度は淳風美俗なのか、封建時代の遺物なのか。容易に解決し得る問題ではない。また、例えば、個人の財産権は憲法の保障するところであるが、所有権は権利としての保護に重点を置くべきか、社会信託的な義務の面を強

調すべきか、すんで、これに大いに公法上の制限を加える必要があるのか。制限するとすれば、いかなる方法によりどの程度まで制限すべきものなのか。生産財貨は国家の管理に移すべきであるのか。特に土地は国有とするのが至当であるのか、正に白熱の論争の的となるべき問題である。あるいは、契約自由の原則のごときも、いまどき啓蒙期の自然法論のように国家による干渉をなるべく排除することを理想とする者はないとしても、さりとてこれを統制法の金縛りにしてしまうのがよいとは決していえないであろう。ナチス・ドイツの学者さえ、経済活動の流動性と創意性とを重んずる立場から、ある限度の契約の自由は認めなければならないと論じた。自由か統制か。どこまでの自由の制限か、どこに統制の限界を置くべきか。これまた国民経済上の福祉と至大的の関係を有する重要な論点である。

更にすんで、国家という制度そのものの是非・善悪となると、問題は一層複雑・重大となる。国家は一つの法制度である。国家は法によって組織された国民生活共同体である。この巨大な法制度については、古くから冰炭相容れざる両極端の考え方が対立している。すなわち、積極の尖端には、国家を人倫の理念の最高の具現と見る国家至上主義があり、消極の先鋒には、国家をあらゆる人間邪惡の根源としてその廃絶を主張する無政府主義がある。しかし、それは別として、その両極端の間にも、国家の価値をどこまで肯定し、国家の機能をどの程度まで拡張しようとするかについては、世界観の相違によってさまざまな段階がある。今日の日本のように、戦時中の国家至上主義が敗戦によって国民の胸奥とのつながりを絶たれたあとでは、逆に国家の比重を軽く見る思想に走り易い。しかし、他面また、国内の逼迫した事情からいえば、経済生活を色々な点で高度に社会化していく必要がある。それには、国家の権力による一貫した統制を行なわなければならぬ。さてしからば、今後の国民生活に対して国家の枠を大いにゆるめるべきであろうか。——個人の自覚のために、世界人としての教養を高めるために、はたまた超国家的な世界組織の建設にむかって一步をすすめるために。あるいは、国家から離れ去ろうとする人心に対して、もう一度国家の組織力の強化を図るべきであろうか。——国民共同体の統一を確保するために、国民が精神上の無国籍人と化するのを防ぐために、はたまた道徳・経済・文化の再建にむかって国民の足並み揃えて行くために。これらの二つの方向と密接に結びついて、天皇制の意義をどこに求むべきかの問題がある。更に、国会中心民主主義の一本槍で進むべきか、政府の執行権を強める工夫が必要ではないのか、行政機構の中央集権か地方分権か、等の諸問題も、これにともなつて切実な法的価値判断の対象となつて来る。

最後に、国家を超越する今後の世界構造の問題もまた、いまだかつてない真剣さを以て全人類の関心事となりつつある。

法の窮極にあるものについての再論

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

はしがき

拙著『法の窮極に在るもの』が出版されてから二年足らずの間に、それに関連の深い問題について書いた五つの論文を、ここに集めて見た。それが本書である。

五つの論文のうち、はじめの三つは論争である。その第一は、拙著に対する田中耕太郎博士の批判に答えるとともに、東京大学法学部内の公法政治研究会で拙著をめぐつて行われた論議に対して、私自身の見解を明らかにしたものである。この論文の表題をそのまま取つて、本書の表題とした。第二は、私の「ノモス主権論」に対する宮澤俊義教授の批評への答えである。私のいわゆる「ノモスの主権」とは、主権をば実力概念としてとらえる見方を否定し、法的な責任概念としての主権理論を打ち立てようとするものであつて、もとより、拙著の論旨と不可分の関係をもつ。第三は、拙著に対する加藤新平教授の批判を反駁したものである。これ以外の四篇は、いすれもすでに雑誌に発表されたものの再録であるが、加藤教授への答えだけは、この機会に新たに書き下した。

四番目の論文は、自然法と法実証主義の対立を乗り越えて、一つの新しい経験主義の法哲学への道を切り拓こうとした試みである。ここでは、「経験」という言葉の正しい意味をつかむために、私がかつて深く師事し、私の学問上の考え方を決定的な方向を与えてくれたところの、フッサアルの現象学の立場に再吟味を加えて見た。その再吟味に論述の大部分をふりむけたために、そのような新らしい経験主義の立場から、実定法の根本問題をどう解いて行くかという点については、きわめて粗略な考察を加えたにとどまる。五番目の論文にいたっては、『平和の哲学』という大それた題目をかかげたが、実は平和の哲学の「序説」にすぎない。

このような論争や断章や序説をモザイク的に集めて、一冊の本にして出すということは、決して私の本意ではない。私は、拙著の論述を基礎としつつ、これらの諸篇で試みた考察を十分に発展させて、体系的な新版『法の窮極にあるもの』を作り

SAMPLE
Show-Site.sui.com

上げて行きたいのである。それにもかかわらず、そうするまでの過渡的な状態において、こういうモザイク論集を刊行するにいたったのには、二つの理由がある。

その一つは、時勢の急激な動きである。太平洋戦争が終つてから、まだ三年半にしかならないが、その間の世界史の動きのはげしさは、真に驚嘆に値する。その激動する時代の流れの中にあって、それについてささやかながら何らかの発言をした者は、自分の考えについての誤解をのぞき、自分の立場をすこしでも明らかにするために、できるだけ早く補足的な発言をせざるを得ないという気もちになる。私が、自分の思想の成熟とその表現の完成を待つ前に、こうした形のモザイク論集の刊行に同意したのは、そういう気もちにもとづく。

もう一つの理由は、勧草書房主幹逸見俊吾君の頑強で性急な要望である。小野道風を発奮させたという、あの柳の小枝にとびつく蛙にも似た、逸見君の不屈の懇請の前には、未熟な著述を矢つぎ早に出すことに対する「学問的良心」の面はゆさも、ついにたじろがざるを得なかつたのである。記してもつて、モザイク論集に対する陳謝の弁としたい。

昭和二十四年一月二十四日

尾高朝雄

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

法の窮極にあるものについての再論

-

拙著『法の窮極に在るもの』（昭和二二年）は、これまでにすでに二度、やや立ち入った批判を仰ぐ機会に恵まれた。一度は、東京大学法学部の公法政治研究会で、同学部に所属する多数の若い学者によつて、拙著についての合評会が催されたときである。二度目は、法学協会雑誌の第六五巻第一号に掲載された、田中耕太郎博士の拙著に対する書評である。前者は、もとより公開の学会ではなく、ほんの内輪の研究会にすぎないが、それだけにそこでは最も忌憚のない検討が加えられ、著者たる私もその席にあつて、一々釈明あるいは反駁を行い、私として教えられるところがきわめて多かつた。後者は、かぎられた頁数の書評であるが、拙著の内容の紹介を省略して専ら批評にあてられてゐるために、主な論点はほとんど洩れなく取り上げられており、しかも、さすがに斯界の大家の筆になるだけに、急所急所にむけられた批判は、著者の骨身に徹するの概がある。

拙著はもとより未熟・不完全な試論にすぎないが、そこに取りあつかわれているのは、本格的な大問題であるということが許されるであろう。それについて、一方では新進の諸学者から、他方では学界の大先達から、かように突っ込んだ批判が加えられたということは、著者にとってのこの上もない幸福である。それと同時に、そこに与えられた貴重な教示を基礎としつつ、更に想を新たにして問題の焦点を明らかにすることは、著者としての怠るべからざる責務である。法の窮極にあるものは何か。それは、法哲学の追求すべき永遠の課題である。永遠の課題を解決することは、あるいは永遠に不可能であるかも知れない。しかし、かなわぬまでもその解決にむかって努力をつづけて行くことは、一日もゆるがせにできない学徒の使命である。ここに、いま述べた拙著への二つの批判を機縁として法の窮極にあるものについてのささやかな再論を試みようとするのは、一つには、懇切な教示をあたえられた恩師・同僚・同学に対する感謝の表明であり、また一つには、学徒と

してのこの使命に少しでも忠実でありたいと思う気持ちの現れにほかならない。

二

法の根柢には、力がある。この力が働いて、法を作り、法を支え、場合によつては法を破る。この、法の根柢にある力は、普通には「政治」の力であると考えられている。ファッショの時代には独裁主義の政治力が強引に働いて、その作用に都合のよいような法を作り上げた。今日の日本では、民主主義の政治が「人類普遍の原理」と認められ、それが一切の法制度の民主化を徹底させつつある。しかし、かように法を作り、法を支え、場合によつては法を破るところの政治力は、決して無法・無軌道の力ではあり得ない。無法の政治は一時榮えることはあつても、やがて歴史の審きを受け亡びる。そうして、人間共同生活の目的にかなつた力が政治の方向を決定するようになる。そこに「政治の矩」がある。洪水のように法を押し流す政治の力も、政治の矩にはしたがわなければならぬ。それは、政治の則るべき規準であるという意味で、一種の根本的な法と見なされなければならない。故に、法の奥には政治があるが、政治のそのまた奥には、政治の矩としての法がある。それが「法の窮極にあるもの」である。——拙著の中で取りあつかわれているテエマは、ごく簡単には、こういう風に要約され得るであろう。

この主題について、公法政治研究会では、ます、おおよそ次のような意見が述べられた。

政治が無法・無軌道な力ではなくて、一定の社会的・歴史的条件の下で正にそらあらねばならぬ筋道にしたがつて行われるということは、大体として認められるであろう。しかし、その筋道を「政治の矩」と名づけるとしても、それが法であるかどうかは、すこぶる疑問である。それは、もしも政治の矩といい得るとするならば、正にその意味で「政治」の原理ではないのか。あるいは、政治がそれにしたがつて行われる筋道であるという点から見て「政治の窮極にあるもの」といべきではないのか。著者は、法が政治の傀儡となり、その意のままに動かされて來た最近の風潮に対して、法を動かす政治の更に上には政治の矩としての法があることを指摘し、それによつて法の自主性の回復をはからうとした。しかし、人間共同生活の筋道を「法」と名づけるのは、錦の旗を法の手に握ろうとする法学の独善的な態度である。これに対しては、政治学の立場からもまた、それと同様の権利を以て、政治の自主性を主張しなければなるまい、と。この点は確かに疑問である。事実、私自身も、法の窮極にある人間共同生活の筋道を法であるといつてしまうことには

ついては、疑いを抱いているのである。それは、法の窮屈にあると同時に、政治の根柢に横たわっている原理であって、政治であつて法ではないと断定し得ないと同時に、法であつて政治ではないときめてしまふこともできない或るものであると見るのが、本当は正しいのかも知れない。

拙著は、その半ば以上が、戦争前および戦争中に書かれた独立の論文を解きほぐし、それを書き改めつつ組み合せてできたものである。したがつて、その論調には、当時の法学界を支配していた風潮に対する抗議がにじみ出ていることを免れないと。その頃、ナチス・ドイツの法学者たちは、法および法学に対する「政治の優位」ということを強調した。法および法学は、時の政治動向に追随すべきであり、それへの協力をこれとしなければならないと論じた。わが国にも、それと同じような考え方が次第に強く現れて来ていたのである。私はこれに対して、政治の万能を謳歌する思想の危険を戒め、法を自由自在に動かすように見える政治の力といえども、ふみ越えることを許さぬ人間共同生活の筋道があることを明らかにし、それによって逆に政治に対する「法の優位」を確立しようと試みた。拙著の論旨は、さような論争の立場を背景とするものであり、そのため、理論としてはやや一方に行きすぎた嫌いがあるかも知れない。

しかしながら、政治の則るべき筋道は、政治自身の自己認定にまかせて置かるべき事柄ではない。政治は力であるが、それと同時にまた理念である。しかし、政治のかかげる理念は、力の粉飾としてかかげられる場合が多く、それをその額面通りに受け取ることはきわめて危険である。これに対して、或る時代、或る社会の政治について、それがそう行われなければならないという一定の筋道が見出されるとするならば、それは、政治を越えた立場から政治を批判すべき規準であるといわなければならない。この規準にかなつた政治のみが正しい政治であり、それ以外の政治は、大なり小なり正しくないのである。かように、政治の自己鑑定のみにゆだね得ない政治の筋道は、もはや政治そのものに内在する原理であるとは見なし難い。むしろ、それによつて政治の「正しさ」が鑑別されるという点から見て、それは、やはり「法の原理」であるというべきである。法を動かす政治の根柢には、こういう意味での「法」がある。それが「根本の法」であり、「法の窮屈にあるもの」なのである。

しかも、政治の正しさを政治の自己宣伝・自己標榜にまかせて置くべきでないということは、单なる過去の独裁政治の時代にのみあてはまる事柄ではない。現代は民主主義の世の中である。民主的といえば「よいこと」として通用し、非民主的といえば「もーもなく排斥さるべきものと考えられる時代である。しかし、民主主義も、それが政治の原理を意味するかぎ

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

数の政治と理の政治

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

はしがき

民主政治は「数の政治」である。なぜならば、それは多数決によって運用されるからである。したがって、多数決主義の否定は民主主義の否定に帰著する。しかし、また、民主政治は単なる数の政治ではなく、同時に「理の政治」でなければならない。なぜならば、民主主義は理性にかなつた正しい社会秩序の原理でなければならぬからである。正しい道理を無視する多数支配は、衆愚政治に堕落する外はない。それでは、民主主義における数の政治と理の政治とを合致させるには、どうすればよいか。

そういう問題に関係して考察した結果を集めたものが、この小著である。五篇のうち四篇までは、すでに雑誌などに載せたものに手を加えて、二度のつとめをさせている。人間平等の正義という一文だけは、新たに書き下したが、それとて格別目新らしい議論ではない。相互の間に重複もあるし、別の拙著の論述をむしかえしているところ——実は、大体この小著に収めた論稿の方を先に書いているのであるが——も、かなり多い。いまさらかようなものを刊行するのは、はなはだ気が引けるが、一まとめにすれば一貫した意味がない訳でもないので、書店の懇請もあり、こうした形で発表することにした。

知性を以て日本の政治の動きを批判しようと思られる方々に、何らか役立つところがあるならば、誠に幸である。

尾高 朝雄

昭和二十三年一月十日

SAMPLE
ShoshiShinsei.com

法と国民の総意

故穂積陳重博士は、法の進化をば神意から君意を経て民意にいたる過程として説明しようと試みられた。法の根柢を意志と見る説は古くから行われているが、その意志を誰の意志と考えるかは、国家制度の根本を左右する大きな問題である。西洋でも、古くは法を以て神の意志とする思想が行われた。しかし、法が神の意志であるとしても、神意を捉えて人に伝える者は、結局のところ人間である。したがつて、現実の権力者が自己の意志を神意であるとして民衆に示すならば、その権力者の意志がそのまま法として行われることになる。神の意志という神秘の霧がそこから消え失せれば、地上の権力者、すなわち君主の意志が法であるということになる。しかるに、民主主義の発達とともに、君權絶対主義の表現たるこの思想も次第に衰退し、これに代つて、国民の意志こそ法の根源でなければならぬという考え方が支配的となるにいたつた。故に、故穂積博士は、法の進化とともに法を作る権威は「神より君へ、君より民へ」移つて行くと説いたのである（穂積陳重・神權説と民約説、八頁以下）。

かように、法の進化を神意法・君意法・民意法の三段階に分けて説明することは、深い歴史の洞察とはいえないにしても、法の歴史的発展の要を約した説明たることを失わない。ところが、過去の日本では、かかる明白な歴史的事実の叙述すらもが、国体に反する法律觀として右翼の思想家から攻撃された。

なぜならば、つい最近までのわが国では、天皇の統治権は、神意にもとづき、神勅を奉じて行われるものと考えられていた。すなわち、憲法の根源は神勅にあるとする神意法の觀念が、最近世の日本にまで温存されていたのである。しかも、神勅を奉じて統治せられる天皇の意志は、憲法をはじめ一切の法律・命令の淵源であるとされていた。だから、日本では神意法の思想と並んで君意法の觀念が存在し、前者が後者をいやが上にも權威づけ、後者が前者を無窮に現実化せしめて行くも

のと考えられていたのである。これに対して、明治以来、法の中に民意を盛るための立憲制度が設けられはしたけれども、これも国民による「立法協賛」の一方式としてのみ理解され、君意の基礎に民意を置くというような思想を容れる余地は全くなかつた。その間にあつて、故穂積博士は法の根本觀念の推移をば神意から君意へ、君意から民意へ、という圖式にあてはめ、しかも、これを一般に法の「進化」の筋道であるとしたのであるから、その説が国体論者の排撃に遭つたのは、けだし怪しむに足りない。

ところが、敗戦を契機とする法觀念の急角度の転換は、日本もまた故穂積博士のいわれる法の進化の三段階の法則に対する例外ではあり得ないことを示した。日本の国家制度は、今日になつてようやく民意即法の段階に到達したのである。このことを最もよく物語つているものは、いうまでもなく、昭和二年一月三日に公布された新憲法である。この憲法の前文には、「日本国民は」「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。主権とは、普通、国家における政治上の最高の権力という意味に解せられる。そうして、この権力の発動する最も重要な場合は、立法の作用である。したがつて、主権は法を作る力であり、中でも憲法を制定する権力である。だから、主権が国民にあるということは、いいかえれば、憲法を作るものは国民の意志であるということに外ならない。新憲法は、その前文の冒頭にあたつて、この趣意を宣明したのである。これを、君意のみが憲法制定の淵源でできることができる、勅命によつてのみ憲法改正の審議が開始され得るものとしていた明治憲法の建前と比較すれば、君意法から民意法への変化は一目瞭然である。国民に主権の存する新憲法では、天皇は「日本國の象徴」であり、「日本國民統合の象徴」である。そうして、新憲法の第一条によれば、天皇がかのような地位に立たれることそのことが、「主権の存する日本國民の総意に基く」ものとされているのである。故に、天皇制を含めた日本國家の基本体制の決定は、すべて「國民の総意」に依存することとなつた。それが「法の進化」の一般法則にしたがうものであるにせよ。日本としては政治イデオロギイの未曾有の変革たることを失わないのである。

これは、今度のような徹底した敗戦に際会して、はじめて可能ならしめられ得たところの変革である。無数の貴重な人命を犠牲とし、測り知るべからざる経済上の打撃を受け、多数の国民を死に優る悲運の淵に沈淪せしめた戦争によつて、はじめて購い得たものが法のこの「進化」であるとすれば、せめてもこの変革にできるだけ大きな建設的な意味を持たせて行かなければならぬ。それには、まず、法の淵源を国民の総意に置くことが、いかなる意味で法の「進化」であるかを明らかにしなければならぬ。専制王の專断によつて法が作られたり、君意に名を借りて政治の舞台裏で少数者が暗躍したりする組

織に比して、公明な国民の輿論を立法の上に反映せしめる制度がはるかに合理的なものであることは、いうまでもない。しかし、さればといって、国民の総意に則りさえすれば、魔法の杖をふるうように良い法と良い政治とが生れるのであろうか。さように簡単に行くものではないとすれば、国民の総意から良い法と良い政治とを生み出すには、いかなる工夫を必要とするであろうか。そもそも一体、「国民の総意」とは何であろうか。そういう点を論究して行かなければならぬ。その意味で、再建日本の政治の根本は、正に「法と国民の総意」の問題にあるということができよう。

二

法は正しかるべきものである。正しくない法は、法たるに値しないのである。しかし、実際の世の中には正しくない法がある。法の名の下に圧制が行われることもあるし、人権蹂躪の行政、苛斂誅求の政治も、冠するに法の名を以てすれば、その時代時代には法による政治たることを失わなかつたのである。かような正しくない法は、現代にもなお存在しているであろう。マルクス主義の立場からいわしむれば、そもそも法というものが経済上の支配階級の搾取の機構を意味するのである。

しかし、それはともかくとして、法が神意のヴェエルに蔽われていた時代には、神意に名を借りさえすれば、いかなる非違を行なうことができた。君意が神意に代つて立法の権威となつた場合には、暴君の朝令暮改の命令といえども、違背を許さぬ法として強行せられ得た。あるいは、君主は單なるロボットと化し、側近にあつて政治の実権を握つた者どもが、名を君意に借りて専断の法を施行し、人民を塗炭の苦しみに陥れることも、しばしばあつた。法は民意によつて制定せられなければならないということは、これらの不合理に比してあまりにも明白であり、民意立法の制度の発達が、法をかくのごとき不正から遠ざけるのに大いに役立つたことは、もとよりいうまでもない。神意法から君意法を経て民意法にいたる過程は、法をその本来あるべき正しい姿へ近づけつつあるという意味で、確かに「進化」であるに相違ない。

民意を以て法とするのが正しいという原則には、形式上の正しさと内容上の正しさとの二つの意味が含まれている。第一に、民意を以て法とすることは、その内容の如何にかかわらず、法定立の「形式」として正しいことができる。なぜそれが正しいか。なぜならば、この形式の下においてはじめて、法による拘束の生活と人間自由の理念とが両立し得ると考えられるからである。特に、西洋近世にいたって、人間本来の自由が道徳および政治の金科玉条として唱えられるよ

附録論文

ノモスとアジール——尾高朝雄の法哲学についての試論

藤崎 剛人

これから来たるべきものが、単に尺度がない状態だったりノモスに敵対的な虚無であつたりするのではない。古い力と新しい力の無慈悲な闘争の中にもまた新しい尺度が生じる。そして、意義深い調和が達成されるのである。——カール・シュミット

安保関連法案と「違法の後法」

二〇一四年、第二次安倍晋三政権が、集団的自衛権を認め

た。憲法解釈はひとつの規範であって、それ自体に拘束力がある

心に大きな反対運動が巻き起つた。これまでの政府の解釈では、自衛権については、日本国憲法上は個別的自衛権しか認められていないとされていた。この解釈の変更に対して、多くの憲法学者がこれを憲法違反だとして反対を表明した。集団的自衛権に反対する市民たちは、「立憲主義を守れ」というスローガンを打ち出した。これまでの政府は集団的自衛権は憲法上認められないという解釈を踏襲してきたはずである。したがって、もしそれを変更するならば時間をかけた議論

には一定の継続性を保障する安定性も必要であろう。内閣が、政治的に都合が悪いからといって、数の力にものを言わせ、そ

法的安定性は損なわれてしまふだろう。

この法の安定性と法の変遷に関するジレンマはもちろん今に始まることではなく、歴史上さまざまな事件において浮上していく問題であった。ここで、ひとつの事例を紹介したい。

一九二五年、男子普通選挙法が成立する。しかし、この法は一九一九年における選挙法改正の際の付帯決議に反していた。

普通選挙法自体は歓迎すべきことだったのだが、当時の憲法学者たちがこの問題を曖昧に処理しようとする中、当時は若手の憲法学学者だった清宮四郎は「違法の後法」という論文によつて、誠実に思考すれば違法であるとしか言えない普通選挙法が正当な法であることについて、憲法學的に立証しようと試みた。

清宮四郎が参照したのは、ドイツの法学者ゲオルク・イエリネックの憲法変遷論である。ある法規範の改定や新設は、しばし

しば既存の法規範に反するかたちで行われる。法は規範であり、人はその規範に従つて日々の生活を行う。しかし、流転する人の世の現実は他方で、古い規範を無効化し、新たな規範を生み出しある。イエリネックはこの法を撤廃し、新たな法を

生み出す力を「事実の規範力」と呼んだ。

清宮はこの「事実の規範力」を用いて、一九二五年の普通選挙法という「違法の後法」の正当化を行う。折しも普選運動が華やかなりし頃である。一九一九年に原敬が改正した直接国税三円以上という条件は早くも実情と合わなくなつてゐることは明白であり、普通選挙法が制定されるのはまさに「事実の規範力」にかなうことだつた。この進歩を今更後退させようと考える人間はほとんどいない。従つて、この「違法の後法」は合

法なのである。

「事実の規範力」は、法の変遷と法の一貫性を同時に保たせるための理屈としてとても便利である。だがその一方で、「事実の規範力」の濫用は、他方で規範の力の弱体化をまねく危険性もある。規範が現実とあっていない場合は規範のほうを変えなければいけないのだ、ということでは、規範を制定する意味がなくなってしまうだろう。たとえば、日本ではどこの企業でも労働基準法は廃止してしまえばいいという経営者がたまにいるが、そんなことは労働者の生活は守られまい。いかなる場合でも「事実の規範力」を持ち出せば強引な法変遷もそれで良いというわけにはいかないのである。

さて、集団的自衛権を認める解釈改憲を支持する人々は、膨張する中国や朝鮮民主主義人民共和国の核武装を根拠にそれを正当化している。これはつまり国際環境の変化に憲法解釈を合わせよということで、まさに「事実の規範力」を主張しているのと同義であろう。もちろん集団的自衛権を認めない立場の者も、別の「事実」をもつてこれに反駁することができる。たとえば、集団的自衛権によつてむしろ日本が紛争に巻き込まれやすくなるというリスクや、シビリアン・コントロールの弱化による軍事セクターの暴走リスクなどである。だがいずれにせよこれららの議論は「事実」をめぐる闘争にしかならない。「立憲主義」を守れという、規範をめぐる闘争はそもそもどこへ行つてしまふのか？ それは単なる教条主義的なスローガンにすぎないのか？ しかし当然ながら、事実の問題だけが重要で

規範などどうでもよいというなら、憲法という規範の意味はなくなる。立憲主義を守れという議論を前景化させるためには、事実と規範の相互関係について、事実的問題のみならず、規範的問題も語る方法が必要である。時局によつては、規範を事実に合わせるのではなくて、事実がどうだろうと規範を守り抜き、事実を規範に合わせていかなければならぬと力を込めて言わなければならないのである。しかしある種のプログラマティズムが支配する現代の日本では、そのようなことを口に出せばたゞまち「お花畠」の理想主義者か頭カチコチの教条主義者といふレッテルを貼られ、罵倒されてしまうという風潮がある。こうした状況下において、規範を守れという主張はいつたいどのようにすれば説得力を持つてゐるのだろうか？

現行憲法下での集団的自衛権行使に反対する「立憲デモクラシーの会」のメンバーである憲法学者石川健治は、朝日新聞で、
当時安倍内閣が進めようとしていた憲法九六条の「お試し改憲」を辛辣に批判した。憲法改正のための手続きを定めた憲法九六条は、憲法九六条を根拠として改正できない。発議要件のハードルの高さは多数派の独裁を防ぐための民主主義手続きを定めたルールである。それを多数派の都合の良いように軟性化するのは、サッカーのプレイヤーが自身の都合の良いようにサッカーのルールを変えようとするのと同じである。したがって、政府自民党が目論んでいる九六条の「お試し改憲」は、政治に携わる者が有しているべき「政治の矩」に反する憲法に対する「革命」である。

石川は、数の力でもってあらゆることを押し通そうとする政府に対して、いかなる実力でもつても曲げてはならぬ立憲国家の根幹があると説き、事実的なものによる規範の軽視に水を差したものであるが、彼の用いてる「政治の矩」という言葉は、法学者の尾高朝雄からの引用である。石川健治は「コスマス法哲学者の尾高朝雄のノモス主権論は法学界の内外で大きな論争を巻き起こしてしまい、死後五〇年以上たつたいまもなお、ひとつの危険物として扱われている気配もある。だが、法と事実のあり方が今までになく問われてゐる昨今の状況下で、彼の思想をもう一度紐解いてみると、どこまで同意するかは別として、現代に生きる我々にとつても有益であろう。

法の窮極にあるもの

『法の窮極に在るもの』をはじめとする尾高朝雄の戦後の一連の著作は、事実と規範の動的な相互関係について、ひとつの一連の結論をつけて、規範の優位を宣言するための試みだといえよう。決着をつけ、規範の優位を宣言するための試みだといえよう。『法の窮極に在るもの』の結論をいつてしまえば、「法の窮極に在るもの」にあるのは「正しい政治」を導く矩としての法だということになる。それは「天皇制と国民主権」では「ノモス」と呼ばれてゐる。「法の窮極にあるもの」の政治の矩」ノモス」を追求することによつて、彼は事実と規範の緊張関係を解きほぐし、和解させようとしたのである。ところで、「政治の矩たる根本の法とは何だろうか。

して筋道立てられた、法をつくる力の頂点に実力ではなく「政治の矩」を掲げる尾高法哲学は、基本的な部分で今なおアクチュアルであろう。

もちろん、尾高朝雄の法哲学には「毒」が含まれており、手放しで褒めることができない。ここでどうしても付け加えなければならぬのは、尾高朝雄自身は戦時中、「大東亜戦争」に対する積極的な協力者になり、戦後に立憲民主主義者に「(再)転向」⁽⁸⁾した後も、それに対する反省を行っていないことである。<『天皇制と国民主権』第四章にみられる天皇像もいか

にもロマン主義的であって、まともに受け入れるには抵抗がある。それ 자체としての天皇論とナショナリズムに関しては、やはり今読むと古さが目立つ。だが、作者の人格とその思想を自由に切り離して読むこともまた読者の特権である。たとえば、歴史的にけして拭い去ることのできない色についてしまった天皇を祭りあげるのはやめて、現代風にアレンジされた「天皇なきノモス」を構想したつよいのである。⁽⁹⁾ ある新聞記事によれば、現代日本の高校生の多くが「法の支配」について誤った理解をしているという。もしそうであるならば、それは教育政策の問題であり、そうした政策を是認する日本社会の「法の支配」の軽視という問題にならざるを得ない。そのような風潮があるとすれば、再び実力が支配する世の中に陥らないための保険を用意しようとした尾高の法哲学はけして古びておらず、歴史に埋もれさせてしまうのはあまりにも惜しい。

いずれにせよ、「ノモス主権論」は過ぎ去ろうとしない過去

ふじさき・まさと 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程。専門は思想史。特にカール・シュミットの公法思想を研究中。

注

- (1) 「安保法案 憲法学者アンケート」朝日新聞110—1五年六月
110〇田村。
- (2) 清宮四郎『憲法の理論』有斐閣、一九六九年、七五頁。
- (3) 「96条改正による「革命」」朝日新聞110—1三年五月三日付。
- (4) 酒井哲哉編『帝国』日本の学知——岩波講座1』岩波書店、
110〇六年、所収。
- (5) 長谷部恭男、金泰昌編『公共哲学』12) 法律から考える公
共性』東京大学出版会、110〇四年、所収。
- (6) 本書一一六頁。
- (7) 例えば、田中耕太郎の批判に対し再論を試みた「法の
窮極にあるものについての再論」(本書110八頁)。
- (8) 法実証主義者は法の理念を無視し法の形式にのみ関心があ
るが、ナチスに対して抵抗が出来なかつたとするグスタフ・
カーメンタルの論(Gustav Radbruch, Gesetzliches Unrecht und
übergesetzliches Recht, in: Süddeutsche Juristen-Zeitung Jahrg. 1,
Nr. 5 (August 1946), Heidelberg, S. 105-108)。このトーヤは広
く取入れられ、戦後の自然法思想の復権に役買つやうな
だが、一方で法実証主義者には批判もある(Dieter
Deisroth, War der Positivismus schuld? — Anmerkungen zum
Thema Juristen und NS-Regime achtzig Jahre nach dem 30. Januar
1933, in: Berlitz JUSTIZ Nr. 113, März 2013, S. 54ff.)。
- (9) ケルギンの純粹法学にひきざり、Hans Kelsen, Reine Re-
chtslehre, der 2. Auflage., Mohr Siebeck, 2017 (略尾題一論『総
粹法学 第1版』岩波書店、110—1七年)、Allgemeine Staatslehre.
Franz Steiner Verlag, Stuttgart, 2009 (清宮四郎訳『一般国家学』
岩波書店、110—1四年) を参照。
- (10) 尾高もまたこの点にひきざりケルギンの議論に批判を加え
てゐる(本書五六頁参照)。
- (11) 本書110〇頁。
- (12) Otaka Tomoo, Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband,
Springer, Berlin, 2013 (1. Aufl., 1932)。この著作の邦訳は無い。
- (13) 尾高朝雄『國家構造論』岩波書店、一九三九年、110—1頁
以下。
- (14) 本書11七五頁。
- (15) 『國家構造論』11八頁。
- (16) むしろ理念とは「高次の客觀精神の世界にそそり立つてい
る「意味」」なのである(本書11七五頁)。
- (17) 本書11一頁。
- (18) 尾高朝雄『実定法秩序論』岩波書店、一九四一年、四一四頁。
- (19) 本書九二頁以下。
- (20) 本書四一頁。
- (21) 尾高の民主主義論については、本書11九九頁からの『数の
政治と理の政治』参照。特に多数決にひきざり1111頁以下。
- (22) 本書11六二一六四頁。
- (23) 本書一五八頁。
- (24) 本書一一一頁以下。
- (25) ノモスとピュシスの関係を論じた著名なノモス研究の著作
に、Felix Heinenmann, Nomos and Physis, Darmstadt, 1942 (邦訳
『ノモスとフィス』ハベ——ギリシア思想におけるその起源と意
味』みすゞ書房、一九八三年) があるが、『法學的思惟の三種
類』はそれ以前に出版されている。『ノモスとピュシス』につ
いては、ショットには戦後の論文に言及がある一方で、この
本を尾高が読んだ形跡はない。
- (26) 本書五六頁の注を参照。「ノモスは万物の王」という成句が
ハベーの著作から引用されている。
- (27) Carl Schmitt, Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen
Denkens, Duncker & Humblot, Berlin, 1934, S. 14. 邦訳は、長尾

龍一編『カール・ショミット著作集I』慈字社出版、1100七年、三四六頁以下。

(28)

東京大学駒場キャンパスにある図書室。東京大学法学部の彼の研究室にあった蔵書が移されている。

(29)

ショミットは決断主義の思想家として知られている。だが、彼は、それまでの自身の立場に反するかのような叙述を行っている。

(30)

オーリウについては、小島慎司『制度と自由——モーリス・オーリウによる修道会教育規制法律批判をめぐって』岩波書店、110—111年、参照。

(31) Schmitt, A. a. O., S. 54.

(32) 本書五五頁以下。「ノモス」という言葉について論じられている部分があるが、りんではどちらかといえど、「法王権説」の文脈で語られていることには注意が必要である。

(33) 本書一四七頁。

(34) 本書一四八頁。

(35) 本書一四九頁。

(36) 『國家構造論』1110八頁。

(37) カール・ショミットが「ノモス」というテーマそれ自体に本格的に取り組むのは、第二次世界大戦以降である。彼は一九五〇年の著作『大地のノモス』を筆頭に、「ノモス・取得・名前」「取得・分配・扶養」など、ノモスをテーマとした論稿を多数著している。それらの主題は「ノモス」の根源は「土地の取得」にあるということである。しかし、尾高朝雄が戦後のショミットに言及したことではなく、尾高文庫の蔵書リストにもそうした著作は無い。

(38) 『実定法秩序論』四〇〇頁以下。

(39) 前掲五六六頁。

(40) 尾高朝雄『天皇制の国民主権とノモス主権論』書肆心水、二〇〇五年、二二二頁。

○一四年、一八二頁以下。

(41)

もともと、「国体」変更を認めなかつたのは尾高だけではなく、当時の政府も「憚れの中心」としての天皇を基盤とする「国体」は継続してゐるとして、「国体」の変更についての態度を曖昧にしていたことは注意しておかなければならない。前掲三四頁以下も参照。

(42)

ドイツ語で憲法を表す *Verfassung* や、英語で憲法を表す *constitution* も「からだ」からの意味を含む。もちろん「国体」という言葉を今の世で復活させる必要はないとしても、けして変更しえない国家の根幹部分という点では憲法という概念の中には「国体」の意味が含まれていて。カール・ショミットの「絶対的意味の憲法」概念も参考されよ (Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, Duncker & Humbolt, Berlin, 2003, S. 3-11)。

(43)

『天皇制の国民主権とノモス主権論』五五頁以下。

(44)

前掲1110頁以下。

(45)

Rudolf Smend, *Verfassung und Verfassungsrecht in : Staats- und rechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze 2. Aufl.*, Duncker & Humblot, Berlin, 1968, S. 118ff.

(46)

Smend, Das Problem der Institutionen und der Staat in : *Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze*, S. 516.

(47)

『國家構造論』1111九頁。

(48)

『天皇制の国民主権とノモス主権論』1110五頁。

(49)

尾高は、新憲法における天皇が、政治的実権を一切持たない、つまり「代表」としての性格を持たない「純然たる象徴」であるからこそ、「常に正しい統治の理念」として具象化しらるとしている(『天皇制の国民主権とノモス主権論』第五章「新憲法における国民主権と天皇」参照)。

誤解の無いよう述べておくが、筆者は天皇を日本のノモスとみなす尾高の構想それ自体には、やはり無理があると考えて

- いる。『天皇制の国民主権とノモス主権論』第四章に書かれているような天皇制の歴史は、控えめに言つても歴史学的に正統なものであるとは言えないし、むしろ尾高の信仰告白に近いものだらう。もしそのようなファンタジーを「かのように」の理論として認めるとしても、それでもなお天皇制は日本固有の極めて具体的な制度であることには変わりがない。天皇制に日本特殊的な法秩序のみならず、普遍的な法秩序の理念までもを帶びさせるには、天皇の身体はあまりにも生々しい臭いを放つてゐると言わざるをえない。たとえばカール・ショミットにとってのノモスは、あくまで特殊理念である。特定の土地を名指すために与えられている固有名が、ノモスの根源なのである。天皇という固有名から我々が想起する「共同定立」されたイメージをいかにして克服し、法の普遍的な理念を象徴させることができのか。たとえば尾高と同じくドイツの人文科学を下敷きにした藤田省三の天皇制批判（『天皇制国家の支配原理』）に対してどのように回答するのか。尾高朝雄はそれについては何も語っていないのである。
- (50) Über die drei Arten des rechswissenschaftlichen Denkens, S. 17.
- (51) Friedrich Hölderlin, Der Tod des Empedokles Aufsätze • Übersetzungen • Briefe, Insel Verlag, Frankfurt am Main, 1979, S. 673.
- (52) 西山達也「アジールとしての翻訳——ヘルダーリング」「ダロス断片」「ハイデガー」「ハイデガー・フォートム」第4号、11010年。ヘルダーリングの詩それ自体の背景や解釈について、これらを参照してほし。
- (53) ギリシア語原典からの翻訳は、ゼンダロス（内田次信訳）『祝勝歌集・断片選』京都大学学術出版会、1100「年を参照」。
- (54) Hölderlin, A. a. O., S. 673.
- (55) Carl Schmitt, Glossarium : Aufzeichnungen aus den Jahren 1947 bis 1958, Duncker & Humblot, Berlin, 1991, S. 206.
- (56) ハヨ・ハムバは自分自身を「ヨーロッパ公法の最後の自覚的な代理人」とみなしていた。Carl Schmitt, Ex Captivitate Salus, Greven Verlag, Köln, 1950, S. 75.
- (57) たとえば、文部省著作教科書『民主主義』、径書房（復刻版）、一九九五年、九二頁以下。
- (58) 宮沢俊義は、尾高朝雄の追悼論文集で、民主主義は「ほととぎすの卵」のようなもので、常に民衆が注意を向けていないと独裁政治に道を開いてしまうところ、尾高の比喩を肯定的に引用している（尾高朝雄教授追悼論文集刊行委員会編『自由の法理』有斐閣、一九六三年、八九頁以下）。
- (59) 尾高朝雄の戦争責任や植民地支配責任については、姜海守「帝国日本の「道義國家」論と「公共性」——和辻哲郎と尾高朝雄を中心」（『アジア文化研究』三八）11012年、七五頁以下）や金昌禄「尾高朝雄と植民地朝鮮」（酒井哲哉、松田利彦編『帝国と高等教育——東アジアの文脈から』国際日本文化研究センター、110131年、六一頁以下）を参照。
- (60) むろん、「天皇なきノモス」の構想は困難な道である。ノモスが普遍理念と特殊理念の調和であるならば、その特殊理念の所在が問題になる。尾高朝雄はカルチュラル・スタディースを知らなかつた。だが二一世紀に生きる我々は、ショミットや尾高のように「民族」という言葉を軽々しく扱つてはいけないとを知つてゐる。他方でグローバリズム一辺倒ではまさにノモスの「調和」に反する。「天皇なきノモス」の実現は、特殊理念としてのノモスを、どこのに、どのように位置づけることができるかにかかつてゐる。
- (61) 「自白要は仕方ない？ 高校生7割が肯定的 1千人調査」朝日新聞デジタル2017年4月9日付。

法治国家 13, 67, 78, 83, 85-87, 98-99, 104, 114, 146, 304
 法治主義 53, 67, 78-82, 84-85, 88, 90, 98, 115, 327-328,
 353, 376-377
 法超越的 33, 35, 70-71, 210, 354
 法の安定性 155, 294, 325-326, 343-344
 『法哲学における相対主義』 330
 法なき法学 102
 『法の窮屈に在るもの』 10, 194, 196, 215, 237
 法の本質 18-19
 法の前の平等 185, 376
 法の理念 13, 19-22, 31, 33, 37-38, 41, 113, 139-140, 151,
 153-154, 156-159, 164, 166, 177, 211, 217, 246, 248, 278,
 293, 309, 314, 342, 344, 389
 法律国家 85, 87
 法を超越する法 31-34, 36-37, 76
 法を作る力 22-23, 27, 49-50, 52, 60-61, 63, 65-66, 69,
 72, 91-92, 95, 127-128, 137-138, 156-157, 167, 240,
 302
 法を破る力 23, 25, 27, 49-52, 69-76, 78, 88, 91-93, 95-96,
 127, 138, 154, 167, 254, 293, 295
 法を破る法 72-73, 76, 78, 82, 86-89, 91
 ホエルシャア 33, 36, 46
 保守主義 20, 75, 326, 383
 ポダン 49
 ホップス 49, 55, 282
 穂積陳重 97, 159, 301-302
 ホリゾント 270-272

ま 行

マイヤー 82, 86, 88
 マキアヴェリ 49
 マルキシズム 206, 208
 マルクス 35, 40, 42, 119, 121-124, 127, 132-135, 137-138,
 140, 152, 202-203, 256, 319, 360, 366
 マルクス主義 37, 42, 102, 116, 124, 126-127, 129-140,
 154, 200, 204, 303, 318
 丸山真男 165
 マンハイム 102-103
 美濃部達吉 218
 宮澤俊義 194, 214, 216-224, 226, 228-229, 231-236, 238
 ミル 235, 347-350, 360
 民意法 159, 301-305
 民主国家 135, 157, 162, 174, 310, 397, 403
 民族社会主義 86-88, 104-105, 313, 327
 民族主義 86-87, 101, 144, 146
 無政府社会 167-168, 170
 無政府主義 16, 134, 250, 335, 341, 360, 382
 明治憲法 214, 218-221, 224, 228, 302, 367
 メルクル 52, 86, 88

や 行

柳瀬良幹 83

唯物史観 13, 24-25, 35-39, 41-42, 92, 104-105, 116, 118-127, 129, 131-133, 136-140, 200-202, 205, 239, 254-259, 276

横田喜三郎 183, 186, 192, 224, 226

ら 行

ラードブルッフ 19, 21, 41, 104, 106, 108, 151-152, 154-155, 163-164, 180-181, 226-227, 239, 245, 247-249, 252, 262, 293-296, 323-326, 329-331, 340-345, 358

ラーバント 57

ラッソン 72, 77

ラバント 53

ラレンツ 149

リイヴス 171, 175

リウメリン 155

理性国家 152, 189-190, 359, 374

理想主義 20, 34-35, 154, 199-200, 249, 256, 290-291, 344-345, 360

立憲主義 87, 115

立法権 167, 173, 175, 288-289, 315, 327-328

理念としての政治 105, 107-108, 110

ルウソオ 42-47, 58, 61, 158-162, 164, 187, 231, 304, 306-310, 313-314, 335, 352

ルナアル 33, 36, 46

ル・フェウル 46

レエニン 132, 134-136, 139-140, 252, 319, 366

歴史法学 38, 41, 144-146

レッシング 247, 343, 345

労働基準法 243, 370

労働協約 240, 243

労働組合法 242-243, 371

わ 行

ワイマアル憲法 46, 67, 81-84, 86, 98, 220, 345, 370

和田小次郎 97

A～Z

dominium eminentia [上級権／優越支配権] 79-83

facultas eminentia 79-80

facultas vulgaris 79

jus eminentia [国家緊急権] 79-81, 83

pouvoir constituant [憲法制定権力] 58, 64, 66-68

Staatsnotrecht [国家緊急権] 72, 79, 82-90

verfassunggebende Gewalt [憲法制定権力] 61-62, 64, 66-68

天皇制 16, 164-165, 212, 214-216, 219, 221-222, 225, 230, 236, 302

『ドイツ・イデオロギイ』 256, 258

ドイツ観念論哲学 176, 188

道義態 177-178

トウルトウロン 151, 154

トオマ 83, 85-86, 88, 103

独裁権 81-83, 328, 345

独裁者 161, 262, 289, 312, 318, 359, 376, 384

独裁主義 13, 23, 46, 68, 86, 88, 90, 99, 101, 106, 111, 115, 161-162, 197, 244, 251, 264, 306, 308, 312-313, 318,

323, 327, 329-330, 336-337, 345-346, 351, 376, 384

独裁政治 27, 67, 98, 109, 115, 147, 161, 163-164, 198, 307, 312-313, 327, 333, 345-346, 385

特殊意志 45, 158, 178, 307-308

特殊主義 145, 147, 154, 382

トマス・アクィナス 33-34, 37, 41, 46, 263

友と敵 105, 108, 168, 251

トレルチ 37

トリイペル 103

トレンデンブルグ 75

SAMPLE
な 行
内的国法 178, 390
ナチス 14, 16, 65, 67, 84-88, 92, 98, 101, 103-105, 111, 142, 144, 147-149, 161, 191, 198, 309, 313, 327-329, 345, 385
ナチズム 115-116, 205-206, 208, 313
ナボレオン 109, 179
南原繁 164, 175, 224-225

二院制 315

日本国憲法 214, 220-221, 226-228

人間の平等 120, 128, 200, 203-204, 246, 296, 319, 356, 358, 363, 367, 369, 376, 381, 403

ネルソン 102-103

ノエシス 269-272, 275-277, 281

ノエマ 269-272, 275, 277, 281

ノモス 53-55, 57, 98, 216, 221-226, 231-232, 235

ノモス主権 219, 223-225

ノモス主権論 194, 216, 222-223, 226, 238

ノモスの主権 194, 214, 216, 219, 222-225, 228, 230-231

は 行

配分的正義 33, 150-151, 203, 357-359, 361, 364, 375

パシュカニイス 131-132

範疇的直観 277

万民国家 172, 289

非合理性 145, 149

被支配者 74-75, 77, 89, 96, 280

ビスマルク 109

人による人の支配 53

人の支配 53, 57, 98-99, 231

ヒトラー 309, 314, 327-329

ヒトラー内閣 327-328

ヒュウバア 101

平等の理念 138, 151, 154, 201, 223, 336-338, 341, 363-364, 366-369, 374-375, 378, 383, 402

日和見主義 134, 163

ピンダロス 53

ファッショズム 115-116, 318

ファッショ 142, 197, 319

フィヒテ 109, 152, 155, 187-192, 233, 358-359, 372, 374

封鎖商業国家 152, 188, 190

フォルレンダア 174-176

フォン・シュタイン 83

不戦条約 182

フッサアル 194, 267-269, 271-273, 277

普遍思想 45, 177-178, 337, 389

普遍・個人主義 382-383, 385-386, 404

普遍主義 144, 146-148, 153-154, 382, 384-386

普遍・人類主義 381, 383-384, 387-388, 403

普遍理念 142, 150, 152-153

プライス 142, 144, 313, 315, 322

プライヤア 102-103

プラト 19-21, 33-34, 36, 38, 41, 122, 154, 160-161, 199, 208, 310-311, 313-314

フランス革命 42, 45, 57, 67, 76, 109, 283, 318, 321, 362-363, 367-368

ブルジョア 102, 126, 129-138, 200, 204, 383

ブルジョア階級 125-126, 131, 133

ブルジョアジイ 125-133, 135, 137-139, 154, 201, 318-319

プロレタリア 126-127, 134, 250, 252, 255, 259

プロレタリアアト 35, 37, 76, 104, 125-126, 128-139, 200, 204, 206, 258, 318-319, 366

文化至上主義 324, 342

文化主義 152-155, 325, 343

平均的正義 33, 151, 203, 357-358, 375

平和連盟 173, 290

ヘエゲル 20-21, 24, 37-39, 41, 45-46, 109, 113, 133, 145, 168, 176-181, 188, 199-201, 204, 220, 248-250, 290, 307, 384, 389-391

ペエリング 77

ペトラシェック 46

ヘラクレイオス 34

ベルグボオム 261

ヘルファアルト 76

便宜主義 336, 346

ベンタム 152, 154-155, 187, 360, 367, 374

『法学上の思考の三形態』 55, 147

法実証主義 56, 194, 215, 220, 225, 232, 235, 261-262, 264, 278-279

法主権説 231

法段階説 54, 57

- 383-384
- 自由の理念 20, 38, 44-45, 128, 131, 135, 303-304, 333-341, 346, 363, 389
- 自由法論 71, 99-100, 147, 240
- 主権国家 17, 47, 49, 80, 87, 169, 172, 183, 186, 192, 285, 289, 374, 376, 379-380, 386-387, 393, 396-398
- 主権性 192, 284-285, 289-290, 388-389, 391
- 主権否定論 224, 226, 231, 392
- 授權法 327-328
- 主権理論 49, 194, 217
- ショタムラア 20
- ショミット 55-57, 61-67, 73, 83, 105, 108, 147-150, 191-192, 220, 239-240
- 純粹意識 269, 273
- 純粹法学 14, 54-56, 67, 100-101, 103, 210, 388
- ショイルル 85, 88
- 常任理事国 398, 400-401
- 常備軍 133, 173, 185, 287-288, 292, 294
- 上部構造 24-25, 36, 116, 118-123, 136, 200, 254, 276
- ショムロオ 72, 77
- 自律の拘束 44, 335, 339
- シーリング 46
- 神意法 157, 159, 301, 303, 305
- 新カント学派 323
- 新カント主義 262, 264, 323
- 新カント哲学 102, 262, 323-324
- 神權政治 311, 402
- 人権宣言 45-46, 66, 160, 307, 341, 363, 367
- 新スコラ学派 46
- 神勅主権 219
- 人定法 34
- 新トマス主義 34
- 人民のための政治 318, 320, 367, 402
- 人類普遍の原理 197, 226, 320, 403
- スコラ的 38, 43, 208-210
- スタトス・クオ 170, 192, 212, 296, 403
- ストア学派 33-34, 168, 170, 379
- スピノザ 109, 113
- スマント 103
- 生産関係 24, 41, 118-120, 123, 125, 200, 204, 254-255, 258, 276
- 生産力 24-25, 35-36, 40, 116, 118-125, 129, 134, 136-137, 155, 200-202, 204, 206, 254-255, 257-259, 276, 281
- 政治上の最高善 171, 287, 291, 294
- 政治的法学 100-102, 104-105
- 政治闘争 101, 129, 133, 137, 200-201, 238, 283
- 政治道徳 163, 314-315, 348, 352
- 政治の矩 12-13, 91, 113-114, 116, 139-140, 143-144, 149, 153-154, 156, 164, 166, 188, 197, 199-201, 204, 207-209, 212, 216, 228, 238, 251, 259
- 政治の優位 97, 99, 101-104, 110, 138, 198
- 正当性 63, 70-71, 76, 87, 306, 362
- 西南ドイツ学派 102-103
- 世界王国 170, 286-287
- 世界国家 168, 170-173, 184, 191, 201, 284-289, 292, 294, 374, 379-380, 382, 386, 393-398
- 世界市民権 173
- 世界精神 179, 256-258
- 世界政府 294, 379, 393-396, 399
- 世界理性 179-180, 249, 291, 390
- 世界連邦 17, 171, 183, 191, 285, 374, 379, 386
- 先駆的還元 269, 273
- 専制君主 45, 118, 225, 280, 289, 376
- 全体主義 78, 104, 142, 151, 307, 327, 342, 359, 362, 368, 384-386
- 相対主義 102, 104, 106, 108, 152-153, 162-163, 233-234, 239, 244-245, 247-250, 252, 262, 264-265, 280, 295, 320, 323-326, 329-331, 340, 342-346, 348, 351, 366
- ソクラテス 225, 232
- ソフィスト 225, 232, 262
- 存在依存性 102, 202

た 行

- 『第三階級とは何か』 60
- ダイシイ 115, 117, 155
- 代表機関 59, 316
- 第四階級 76, 129, 321
- 高木八尺 165, 224-225
- 妥協 31, 79-80, 154, 204, 207, 244, 246-247, 250-251, 253, 338-340, 346, 366, 381, 385-386
- 多数決 158, 160-163, 184, 199, 207, 228, 233-235, 251-252, 264, 280-281, 300, 307-309, 313-314, 319-320, 325, 330-331, 333-336, 338-342, 344, 346-348, 350-353, 400-401
- 多数決原理 161-162, 233, 252, 307-311, 314, 319, 326, 330-332, 335-340, 344-346, 350-351, 365, 400
- 正しい立法意志 158-159, 161-164, 306
- 田中耕太郎 33, 36, 46, 194, 196, 205-206, 208-213, 237-238
- 団結権 371
- 団体交渉権 371
- 団体主義 114, 152-155, 250, 324-325, 343, 358-360, 381, 383-388
- ダンテ 170, 286-287
- 中央党〔ドイツ〕 46, 326
- 超個人主義 155, 384
- 超人格主義 155
- 直接民主主義 158, 161-162, 308-310, 322
- 直接民主制 44, 308, 339
- 庭球理論 206
- 底盤 274-276, 280
- ティボオ 146
- 哲人支配 310-311
- 哲人政治 160, 311, 313
- デュギイ 45-47, 71-72, 160-161, 227, 307
- 天皇 164-165, 214, 216-217, 220-221, 225, 230, 236, 301-302

決定の思考 55, 65, 147
ケルゼン 14, 52, 54-58, 67, 100-101, 103, 175, 178, 181, 210, 212, 227, 262, 323, 336-341, 346, 352, 388-389, 391, 393, 395
ケルロイタア 87-88, 101, 103, 105, 108
原始契約 44, 161, 172, 306-307, 309
現実政治 17, 23, 33, 41, 67, 74, 76, 108-109, 134, 144, 164, 168, 174, 176, 312, 323, 361, 378, 385
現実政治家 109
『現代民主政論』 313, 322
憲法制定権力 49, 57-58, 60-67, 69, 73-75, 89, 96, 100, 220
憲法によって組織された権力 58-60
憲法律 62-63
『憲法論』 61, 65, 147

広域秩序 191
公共の福祉 44-45, 64, 79, 85, 112-116, 139, 142, 152, 155-160, 187-188, 191, 205, 205, 207, 213, 250, 308, 357-358, 368-371, 373-374, 394, 402-404
合法性 60, 69-71, 81-83, 86
公用徵収權 79-81
『イオタ綱領批判』 138, 203
国際強制規範 396, 399
国際強制秩序 393, 404
国際社会規範 396, 398-399
国際正義 187-188, 191
国際政府 167, 184, 380
国際民主主義 186, 192, 295, 375-377, 380-381, 386, 395-398, 400-402, 404
国際連合 10, 17, 169, 182-185, 187, 191, 380-381, 397-402, 404
国際連合憲章 183, 186, 398
国際連盟 10, 17, 169, 171, 173-174, 178, 182-292, 390, 397-400
国民主権 49, 66, 74, 77-78, 80, 88, 99, 214-219, 223-226, 229-231, 236
国民主権主義 45-49, 58, 60, 64, 68, 72-73, 76, 78, 87, 212, 334, 378
『国民主権と天皇制』 214, 219
国民(の)すべての意志 45, 157-160, 162, 308-309, 334
国民代表制度 44, 58, 161-162, 308-309, 315, 335-336, 351
国民多数の意志 157-158, 339
国民投票 161-162, 308, 315, 318
国民の意志 59-61, 64, 74, 81, 96, 99, 142, 157, 161, 173, 231, 280, 301-302, 304-305, 322, 327, 333-334, 337, 352, 378, 382
国民の総意 44-45, 157-162, 164, 174, 220-222, 231, 233, 235, 251, 302-303, 305-309, 313-314, 334-335, 372, 376, 385, 401
個人意志 59, 337, 341
個人主義 46-47, 87, 98, 102, 105, 114-115, 142, 152-155, 250, 306-307, 324-325, 342, 358-359, 362, 368, 381-385, 387
国家意志 217, 341-342, 386, 388-391, 398

国家緊急権 49, 71-73, 78-83, 88-91, 96, 100, 167
国家契約 43-44, 47-49, 60-61, 306, 335, 378, 382
国家契約説 43, 45, 47, 58, 306, 382, 384
国家主義 47, 145, 306, 359, 361-362, 368, 385-388
国家主権 217-219, 387-389, 392, 395-396, 398
国家絶対主義 20, 177, 389
国家の自己義務づけ 89, 344
国家法人説 218
国家理由 49, 83
国権絶対主義 45-47, 49, 68, 72-73, 79-80, 84, 88, 160-161, 307
根本規範 54-57, 227, 388-389

さ 行

財産権 15, 353, 365, 369-371
最大多数の最大幸福 152, 154, 187, 203, 250, 360, 364, 374
ザウアア 76
サヴィニイ 38, 41, 144-146, 149
参議院 315-317

シエイエス 42, 57-61, 64-67, 73, 128, 220
事実の規範力 90, 344
自然法 20, 31-43, 48, 56-57, 60-61, 64-66, 73, 76, 78, 80, 88, 97, 102-103, 109, 124, 127-128, 146, 194, 208-213, 239, 261-264, 278-279, 281, 319-324, 326, 330-331
自然法理論 38, 42, 45-47, 146
自然法論 16, 31-37, 39, 41-43, 49, 177, 208, 261-262, 264
執行権 16, 82, 114-115, 175, 288-289, 294, 310, 315, 327-328, 385
実在論 268
実践哲学 245, 247-248, 253, 259, 345
実践理性 343-345
実定法 13, 18, 20, 22, 26, 28-41, 44-45, 48, 50, 52, 56-57, 60-61, 66, 69, 71, 73, 75-77, 85, 89-90, 103, 128, 159, 178, 194, 208-213, 215, 240, 261-264, 278-281, 293, 321, 324, 354-355, 391-392
実力説 110-111, 344
実力としての政治 108, 110, 113
史的唯物論 35, 119
支配契約 48-49
支配者 49, 53, 74-75, 89, 114, 173, 246, 262, 311
資本主義経済 24, 31, 125-126, 130, 136, 142, 171, 321, 364, 387
社会契約 44, 47-49, 306
『社会契約論』 43, 45, 58, 304, 306-307
社会法学 147, 241
社会民主主義 67, 321, 326-327, 341, 365, 383
ジャネ 46
シャフュタイン 101, 103
自由意志 42, 131, 173, 177, 307, 390
衆議院 315-317
自由権 81, 341
私有財産制度 130-131, 369
自由主義 23, 46-47, 98, 101, 104-105, 109, 114-115, 121, 142, 153, 155, 160, 307, 319, 321, 341-342, 363, 367,

索引

あ 行

- アウグスティヌス 34, 37, 282
 悪法は法にあらず 71, 354
 アリストテレス 19, 21, 33, 36, 41-43, 64-65, 150-151,
 154, 170, 199, 202-203, 205, 208, 263, 357-358, 360,
 375
 アンシュッツ 86
 安全保障理事会 183-185, 380, 398-402, 404

- イエリック 53, 57, 89-91, 344
 イエリング 28, 31, 84, 88, 94, 143-144, 146, 149, 204,
 275

- 一院制 316
 意味的直観 277-278
 隠政学 100-101

- ウエバア 93, 97, 103, 181, 239, 245, 323
 植原悦二郎 224
 ヴェルギリウス 169, 292
 ウエルス 171, 175
 ヴォロンテ・ジェネラアル 45-46, 159
 ワルピアヌス 150, 154, 358

- 永久平和 168-176, 178, 182, 185, 188, 190, 286-292,
 313, 374, 391
 『永久平和のために』 169, 172, 287, 291
 永久法 34, 41
 エウダイモニア 202-203
 エアリッヒ 147, 149, 239-241
 エンゲルス 35, 40, 42, 121-122, 124, 127, 132, 134-136,
 201, 256

- 『王国について』 286
 オオリウ 148-150

か 行

- カアトライン 46
 階級的対立 124-125, 129, 132, 138
 階級闘争 24, 35, 39, 104, 123-128, 132-133, 137, 139,
 371
 外的国法 178, 390
 各人にかれのものを 42, 92, 150-152, 187, 342, 358-359,
 361, 364, 366
 革命権 49, 72-74, 76-80, 88-89, 96, 127
 犬疵予測 52
 加藤新平 194, 237-243, 245, 247-248, 251, 253-254, 259
 -260
 寡頭政治 310, 322, 346
 下部構造 40, 116, 118, 120-122, 127, 136, 200, 204

- 神の意志 31, 34, 36, 40, 157, 210, 219, 263, 281, 301, 376
 カルテンボルン 85, 88
 河村又介 77
 間主觀性 271, 273
 間接民主主義 157, 310, 315, 322, 327
 間接民主制 339
 カント 20-21, 43, 46-47, 102, 131, 168-169, 171-178,
 185, 188, 199, 249, 253, 265-267, 274, 282, 286-292,
 294, 313, 348, 358, 380, 390, 397

- ギエルケ 49, 82
 機会主義 134, 163, 326-327, 332, 336, 340, 345
 キケロ 358

- 擬制 138, 158, 305, 339, 352
 規範主義 52, 54-57, 61, 86, 147, 149
 規範の支配 57, 98-99, 223, 231
 規範論理 54-56, 146, 148, 227, 391-392

- 基本権 78, 81-82, 128, 341
 木村亀二 97
 急進自由主義 87, 100-101, 114
 共産主義 13, 15, 31, 104, 126-127, 130, 132-135, 138-140,
 171, 200, 203, 250, 252-254, 258-259, 318-319, 360,
 362, 366, 383
 『共産党宣言』 124-125, 127
 強者の権利 65, 110
 行政権 173, 353
 共同意志 59-60
 共和的(republikanisch) 175-176, 288, 313
 キリスト教神学 34, 286

- クウ・デタア 71, 75, 77-78, 96, 167
 具体秩序 86, 143, 147-149
 具体的秩序 239-240
 具体的秩序および形成の思考 65, 147, 149
 クラッペ 53, 57, 98-99
 グロチウス 79-80, 82-83
 君意法 157, 159, 301-303, 305
 君主主権 217-219, 223-224, 229-230
 君主の意志 157, 230, 280, 301

- 経験主義 194, 261-262, 264-265, 267-268, 272-273, 278
 -279
 『経済学批判』 119
 形而上学 35-36, 208, 213, 227, 257, 261-262, 264-265,
 268, 278-279, 281, 323-324
 契約自由の原則 16, 121, 128, 130-131, 363-365, 368,
 370
 ゲエテ 294, 343
 決定主義 52, 55-57, 61, 147-149, 232, 249, 252, 262, 280,
 344-345, 350-351